

R2.10.7 議会運営委員会

- 弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 議案等の付託について**
- 弘田委員長 初めに、1ページの資料1、議案等の付託についてである。
知事提出議案38件のうち、決算報告議案23件、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に関する議案2件を除く13件の議案と請願1件を、お手元にお配りしてある議案付託表及び請願一覧表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、決算報告議案23件及び未処分利益剰余金の処分に関する議案2件については、9月18日の議運で決定したとおり、決算特別委員会の設置と同時に付託することとし、付託した議案については、審査が終了するまで、議会の閉会中も継続審査することとするので、御了承願う。
- (了 承)
- 2. 決算特別委員会の構成員について**
- 弘田委員長 次に、7ページの資料2、決算特別委員会の構成員についてである。
各会派より決算特別委員の届け出があっているので、このメンバーのとおり本日の会議で選任することとしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
- 3. 令和元年度高知県歳入歳出決算審査意見書 基金運用審査意見書の訂正について**
- 弘田委員長 次に、8ページの資料3、令和元年度高知県歳入歳出決算審査意見書 基金運用審査意見書の訂正についてである。
今定例会、開会日に提出された県監査委員の令和元年度高知県歳入歳出決算審査意見書 基金運用審査意見書について、知事から議長あてに訂正願いの提出があった。
このことについて、総務部長、説明を願う。
- 君塚総務部長 ただいま、お話のあった審査意見書であるが、この中に誤りがあったことから、昨日知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいたものである。この誤りについては、監査委員事務局からの依頼に基づいて、執行部が同事務局に提出した資料にミスがあったため生じたものであり、担当課である財政課において提出の際に複層的なチェックができていれば、防げたものと考えている。

R2.10.7 議会運営委員会

議会への提出文書の作成については、これまでもチェック体制を強化してきたところであるが、再度各部局におけるチェックを徹底することにより、再発防止に努めてまいる。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

私からは、以上である。

弘田委員長

何か質問はないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、このことについては、本日の会議において別紙の正誤表を議席にお配りし、諸般の報告の中で報告を行うということでいかがか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

なお、この際、執行部に申し上げる。事前に報告を受けたが、人というのは失敗をする。ただ、この件については、その後の処理に問題があると思う。失敗したときに、きちんと対応できる体制を執行部にお願いする。なお、十分な精査を行うよう、要請をしておく。

4. その他

弘田委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、明日10月8日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。